

川崎市放置自転車等総合対策業務委託

公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

本業務は、放置禁止区域内等の公共の場所における放置自転車等による危険防止、及び歩行者等の通行の安全と災害時における緊急活動の場の確保などをめざし、民間ノウハウを活かしたより一層の業務の効率化に加え、市民サービス・自転車利用環境の向上を図るため、放置自転車の指導・警告、撤去・運搬、保管、啓発等を一括した総合的な対策業務の実施について、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行います。

2 委託件名・履行場所

市内を3つの地区に分割し、それぞれの地区における実施事業者を募集します。

地区	件 名	履行場所
南部	川崎市放置自転車等総合対策（南部）業務委託	川崎区、幸区
中部	川崎市放置自転車等総合対策（中部）業務委託	中原区、高津区
北部	川崎市放置自転車等総合対策（北部）業務委託	宮前区、多摩区、麻生区

※履行場所の詳細については、仕様書を参照のこと。

3 業務内容

- (1) 放置防止対策に関する業務
- (2) 放置自転車等の指導・警告、撤去・運搬等に関する業務
- (3) 自転車等保管所の管理・運営、自転車等の保管・返還に関する業務
- (4) 撤去、保管等に係る費用の収納事務に関する業務
- (5) 引き取りのない自転車等の取り扱いに関する業務
- (6) 放置自転車対策の事務に関する業務
- (7) 問合わせ・御意見等（苦情・陳情等）に関する業務
- (8) その他付帯する業務

4 履行期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

5 募集方法及び提案上限額

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式による事業者の募集・選定

(2) 提案上限額

地 区	南 部	中 部	北 部
総 額	273,537,000 円	299,838,000 円	191,840,000 円
令和5年度	135,773,000 円	148,379,000 円	94,908,000 円
令和6年度	137,764,000 円	151,459,000 円	96,932,000 円

※消費税及び地方消費税を含む

6 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は、複数の法人による共同企業体とし、次に掲げる要件を満たしたものとする。ただし、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員になることはできない。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「川崎市放置自転車等総合対策業務委託に係る共同企業体取扱要綱」で確認してください。

【単独の法人及び共同企業体の代表者の参加資格】

- (1) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿において、業種・種目「その他業務 その他」に登録される見込みの者
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者
- (5) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

【共同企業体の構成員の参加資格】

- (1) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録される見込みの者
- (2) 【単独の法人及び共同企業体の代表者の参加資格】(2)～(6)を満たす者

7 スケジュール

本募集から業務着手までのスケジュールは次のとおりとする。

項 目	日 付
公告	令和4年12月13日（火）
参加意向申出書・質問書 提出期限	令和4年12月27日（火）
参加資格確認結果通知 質問書の回答	令和5年1月6日（金）
企画提案書等 提出期限	令和5年1月16日（月）
審査（ヒアリング）	令和5年2月1日（水）
審査（ヒアリング）の結果通知	令和5年2月8日（水）（発送予定）
契約締結の協議期間	令和5年2月中旬～3月中旬（予定）
契約締結・業務着手日	令和5年4月1日（土）（予定）

8 仕様書等掲載

掲載期間 令和4年12月13日（火）から令和4年12月27日（火）まで

掲載場所 川崎市ホームページにて仕様書等を掲載

※窓口での仕様書等の配布は行いません。

9 応募手続き

(1) 参加意向申出書の提出

提出期限 令和4年12月27日(火) 17時まで

- ア プロポーザル参加意向申出書(第1号様式) 1部
※共同企業体で参加する場合は、「川崎市放置自転車等総合対策業務委託に係る共同企業体取扱要綱」で定める書類(委任状、共同企業体協定書)を添付してください。
- イ 誓約書(第3号様式) 1部
- ウ 法人等の概要(第4号様式) 1部
- エ 類似・関連業務の実績一覧表(完工実績)(第5号様式) 1部
※共同企業体で参加する場合は、イ～エの書類を代表者及び全構成員の分を作成し提出してください。

(2) 質問書の提出

提出期限 令和4年12月27日(火) 17時まで

質問書(第6号様式)を用いて電子メールにて提出してください。

提出先: 53ziten@city.kawasaki.jp

件名: 【質問書提出】川崎市放置自転車等総合対策業務委託

なお、質問に対する回答は、参加意向申出書を提出した全事業者に、電子メールにて1月6日(金)に送信します。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者のみに回答します。

(3) 企画提案書等の提出

提出期限 令和5年1月16日(月) 17時まで

- ア 企画提案書(第7号様式) 正1部
- イ 企画提案書類(任意様式) 正1部 副9部
- ウ 費用見積書(第8号様式) 正1部
・見積もりに係る積算内訳書を別途添付すること。(任意様式)
- エ 企画提案書類の電子データ 1式

※参加意向申出書及び企画提案書等の提出については、直接持参又は郵送(提出期限日必着)とします。ただし、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りします。

10 審査

企画提案書等について、建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会自転車対策部会(以下「評価委員会」という。)において、別紙2「評価基準」に基づき書類及びプレゼンテーションによる審査及び評価を行い、最も評価点が高い応募事業者を受託予定者として選定します。

(1) 企画提案書類

企画提案書類については、指定の様式はありませんので、任意の様式で作成してください。なお、作成にあたっては、原則として文字の大きさは10.5ポイント以上、用紙はA4サイズとしてください。企画提案書類の作成にあたっては、別紙1「企画提案書類記載項目」について記述し、作成してください。

(2) 審査・評価委員会の開催

日時 令和5年2月1日(水) 9時30分開始
会場 川崎市役所第3庁舎15階第1会議室
川崎市川崎区東田町5番地4

＜審査に際しての注意事項＞

- ア 評価委員会の詳細（控室、時間等）は、別途連絡します。
- イ 審査は30分程度とします。（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）
- ウ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、プレゼンテーションの出席者は4名以内でお願いします。
- エ 評価委員会当日に新たに資料等を追加配布することはできません。
- オ プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーン及びパソコンは事務局で用意いたします。その他必要なものについては応募事業者でご用意ください。
- カ 当日使用するプレゼンテーション用データは、1月31日（火）17時までにメール等で提出をお願いします。
なお、データが本市のパソコンで正常に作動するか事前の確認が必要となりますので、1月27日（金）までに一旦メールでデータの提出をお願いします。
（確認後データ修正可）

（3）評価方法

- ア 別紙2「評価基準」に基づき、企業・実績、管理運営体制、業務実施内容、見積価格、プレゼンテーション等を基に評価します。
- イ 本市が現在行っている放置自転車対策業務を基準とし、評価点合計の6割を超えた提案を適正と判断します。
- ウ 各評価委員が採点した評価項目の評価点の総合計点で、最高得点を得たものを受託予定者として選定します。
- エ 合計点が同点の場合は、主要な業務の管理運営体制、業務実施内容、その他の提案の3つの項目による評価点の総合計得点の高い者を上位とします。

1 1 審査結果の通知

審査結果の通知については、すべての応募事業者に書面（第9号様式）により、令和5年2月8日（水）に簡易書留にて郵送します。

1 2 契約締結

受託予定者に対して、令和5年2月中旬から当該業務委託に係る契約締結に向けた協議を行い、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を経た後、契約書を作成し契約の締結となります。

また、契約保証金については、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

1 3 その他

（1）失格事由

次の事由に該当する場合、応募事業者は失格とします。

- ア 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録されなかった場合
- イ 企画提案書等が提出期限内に提出されなかった場合
- ウ 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合
- エ 評価委員会に欠席した場合
- オ 「6 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- カ その他、募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

(2) 提出書類

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(3) 資料の閲覧について

下記の資料について、参加意向申出書の提出者に限り希望する場合は閲覧が可能です。希望する場合は、事前に連絡のうえ、来庁日時の調整をお願いします。なお、資料の複写及びカメラ等での撮影はできません。なお、事前の日時調整なしに来庁されても対応できない場合があります。

閲覧可能資料 川崎市放置自転車対策マニュアル

閲覧可能日時 令和4年12月13日(火)から令和5年1月13日(金)の間の開庁日(年末年始休暇、土曜、日曜、祝日を除く)

9時から17時まで(昼休み12時から13時を除く)

(4) 現地の確認について

自転車等保管所は事前の現地確認が可能です。希望する場合は、あらかじめ本市担当部署に連絡の上、日時の調整をお願いします。なお、保管所の事務室内に立ち入ることはできません。

場所 塩浜陸橋下、日進町、今井西町、坂戸第三京浜高架下、有馬、
登戸陸橋高架下、上麻生山口

日時 令和5年1月5日(木)から令和5年1月13日(金)の間の月曜、祝日を除く、13時から16時まで

(5) その他

ア 参加を取り下げる場合は、令和5年1月25日(水)までに参加辞退届(第10号様式)を提出してください。

イ 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 応募事業者が1者の場合でも審査を行い、受託予定者としての適否を判断します。

エ 企画提案書類等の作成に伴う費用については、応募事業者の負担とします。

オ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 応募書類の提出先・問い合わせ先

担当部署 川崎市 建設緑政局 自転車利活用推進室 業務管理担当

住所 〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパークビル20階

電話 044-200-2303

FAX 044-200-3979

メール 53ziten@city.kawasaki.jp

企画提案書類記載項目

記 載 項 目	内 容
1. 企業・実績	
①企業概要	・ 本社、支店、営業所等の所在地
	・ 企業概要・P R
②業務実績	・ 類似業務の実績
2. 取組目標	
①取組目標	・ 2 年間の取組目標
②中間評価・改善	・ 取組目標に対する中間評価・改善
3. 管理運営体制	
①運営組織体制	・ 運営組織体制
②業務間の連携	・ 業務間の連携方法・情報共有の方法
③従事者	・ 接遇等の業務に資する有用な人材育成の取組
④危機管理	・ 緊急時（地震、風水害、事件・事故）の対応方法（日中・夜間）
	・ 個人情報等の管理体制
⑤問題事項に対する是正措置	・ 問題事項への管理体制、情報共有
4. 業務実施内容	
①撤去・運搬	・ 撤去活動（人員配置・車両など）の具体的な実施方法
	・ 撤去活動での配慮事項（安全面・撤去自転車の取り扱い）
②保管所管理・運営	・ 保管所施設の維持管理方法
	・ 保管自転車の適切な管理方法
	・ 撤去自転車の返還率向上に向けた取組
③放置防止対策	・ 放置自転車等の削減に向けた具体的な取組方法
④苦情・陳情	・ 問い合わせ等に関する窓口の設置
	・ クレーム、トラブルの対応方法
5. その他の提案	
①創意工夫	・ 本市の放置自転車対策にとって有益な提案

評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1. 企業・実績		
①企業概要	・業者登録の地域区分（市内・準市内・市外） 【共同企業体の場合は代表者の地域区分で評価】	25
②業務実績	・類似業務の実績	
2. 取組目標		
①取組目標	・取組目標の設定の妥当性・実効性	32
②中間評価・改善	・中間評価・改善の方法の妥当性	
3. 管理運営体制		
①運営組織体制	・運営組織体制は適切か	72
②業務間の連携	・業務間の連携の妥当性	
	・情報共有の方法は適切か	
③従事者	・人材育成の取組の妥当性	
④危機管理	・緊急時（地震、風水害、事件・事故）の対応方法は適切か	
	・個人情報等の管理体制は適切か	
⑤問題事項に対する是正措置	・問題事項の改善体制・情報共有方法	
4. 業務実施内容		
①撤去・運搬	・撤去活動の実施方法の妥当性	126
	・撤去活動での配慮事項の妥当性	
②保管所管理・運営	・保管所施設の維持管理方法の妥当性	
	・保管自転車の適切な管理方法の妥当性	
	・撤去自転車の返還率向上に向けた取組の妥当性	
③放置防止対策	・放置自転車等の削減に向けた取組の妥当性	
	・放置防止対策の効果が発揮できる体制であるか	
④苦情・陳情	・問い合わせ等に関する窓口の設置は適切か	
	・クレーム、トラブルの対応方法は適切か	
5. その他の提案		
①創意工夫	・本市の放置自転車対策にとって有益な提案であるか	10
6. 価格		
①見積価格	・見積価格の妥当性	20
7. プレゼンテーション評価		
①プレゼンテーション	・説明がわかりやすいか、回答内容が適切か	15
合 計		300

※評価項目 2～4 の評価の視点については、具体的に、「具体性」、「実現性」、「一貫性」、「業務の効率性向上」、「市民サービス向上」の項目を基に総合的な観点から評価します。

「具体性」：抽象論ではなく具体的・客観的な提案となっているか。

「実現性」：提案内容を確実に実施できることが論証されていること。

「一貫性」：提案内容全体が統一されていること。

「業務の効率性向上」：作業効率の向上、コスト縮減などの提案となっているか。

「市民サービスの向上」：市民サービスの向上に資する提案となっているか。